

第 16 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 11 月 27 日（火）午前 9 時 39 分から 10 時 55 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	4 番	牛野	進一郎	6 番	小山	重和
	7 番	河野	律雄	8 番	寺田	誠
	10 番	西田	暁	11 番	高田	照美

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	片板	大作
ハ.	柳田	和則	ニ.	小脇	浩一
ホ.	雨田	俊孝	ヘ.	中峯	哲義
ト.	中島	一三			

4. 欠席委員

農業委員

3 番 池亀 昭次

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ. 高田 正一

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 30 年度第 16 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	戸川 修一郎
農地振興係主任	日高 隆一郎

7. 会議の概要

- 事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農業委員のうち)池亀 昭次委員、(農地利用最適化推進委員のうち)高田 正一 推進委員が欠席であります。
- 事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第16回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号1番、古市道則 委員。2番、中里 安男 委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議)議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成30年度第16号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題といたします。
なお、議案第1号整理番号1番において、高田委員が農業委員会法第31条第1項 議事参与の制限に該当することになりますので、高田委員の退席をお願いいたします。
(高田 照美 委員、退場)
- 議長 それでは、事務局より議案第1号整理番号1番について、説明をお願いいたします。戸川係長。
- 事務局 資料は2ページをお開きください。
議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、平成30年11月30日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権 7件のうち1件)を定めたので、承認を求めるものです。
資料は3ページをお開きください。
賃借権の設定です。
公告日は平成30年11月30日で、期間の始期を平成30年12月1日から終期が平成35年11月30日の5年間存続で、畑 ●●㎡ の1件です。
利用権を設定する者、受ける者の数共に各1名であり、新規設定です。
4ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 A・89歳。

土地の所在は、〇〇字△△××番、登記及び現況地目は畑、●●㎡。

利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B、経営面積は●●㎡です。利用内容（作物名）につきましては甘藷、賃借料は〇〇円、口座振込となっているようです。存続期間は5年です。

利用権の設定を受ける者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え承認を求めるものであります。

よろしく願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号整理番号1番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号整理番号1番については原案のとおり決定いたしました。

高田委員の入場を求めます。

（高田 照美 委員、入場）

議長 引き続き議案第1号残りの案件について、事務局より説明をお願いいたします。戸川係長。

事務局 それでは資料2ページをお開きください。

議案第1号は、農用地利用集積計画の承認について、平成30年11月30日を公告日とする農用地利用集積計画（賃借権 7件・使用賃借権 1件・所有権移転 2件）を定めたいので承認を求めるものです。賃借権のうち1件につきましては、先ほど承認されましたので、賃借権につきましては、6件ということになります。

資料は3ページをご覧ください。

利用権の設定です。

期間につきましては、平成30年12月1日から平成35年11月30日の5年間存続で、畑 ●●㎡です。そのうち再設定分につきましては ●●㎡となっております。

利用権を設定する者は4名・うち更新する者は3名、利用権を受ける者の数は2名で更新する者は1名です。

続きまして、平成30年12月1日から平成40年11月30日の10年間存続で、田 ●●㎡・畑 ●●㎡です。権利を設定する者の数及びうち更新

分につきましては4名、利用権を設定する者は2名・うち更新する者も同様です。

4ページをご覧ください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号2番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 C・54歳。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、畑で ●●㎡ の内 ●●㎡ となります。

利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D、経営面積は ●●㎡ です。図面については7ページをご覧ください。斜線を引いてある部分が今回の申請箇所となります。

4ページに戻ります。整理番号3番～6番及び8番が D の分でありませ

整理番号7番については、利用権設定をする者が中種子町〇〇××番地、E・81歳。

利用権設定を受ける者については、南種子町〇〇××番地 F・57歳 地目は田で8筆です。総合計 19筆となります。面積は●●㎡、内訳は 田8筆、●●㎡、畑 11筆、●●㎡ です。その他詳細については後ほどお目通し願います。

なお、個別資料につきましては、集成図を6ページから14ページに添付してありますのでお目通しいただければと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第1号(賃借権 6件・使用貸借権 1件)残りの案件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号(賃借権 6件・使用貸借権 1件)残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議 長 引き続き議案第1号 所有権移転についての説明をお願いいたします。戸川係長。

事務局 資料は15ページをお開きください。所有権移転に関する内容です。

公告年月日は平成30年11月30日、対価支払年月日及び引渡時期については平成30年12月12日、地目は畑で、所有権移転をする者の数は1名、受ける者の数は2名です。

資料は16ページをお開きください。計画内訳書の説明を行います。

整理番号1番。所有権移転をする者は、鹿児島市名山町4番3号 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 です。次に所有権移転を受ける者は、南

種子町〇〇××番地 G・57歳、経営面積は●●㎡。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、畑●●㎡、南種子町〇〇字△△××番、畑●●㎡、面積合計●●㎡です。耕作する作物はさとうきびで売買対価は〇〇円です。

次に整理番号2番、所有権移転をする者は、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社で、所有権移転を受ける者は、南種子町〇〇××番地 D・39歳、経営面積は先ほども説明しているので省略します。耕作する作物はさとうきびで、売買対価は〇〇円です。

また、個別資料として17～19ページに所有権を移転する土地の集成図を、20・21ページには県地域振興公社に提出する計画書を添付していますのでお目通しいただければと思います。20ページのGの計画書については、詳細を事前にお伝えしておりますので、金額等についても丁度満額になります。中身については、△△の土地が〇〇円、△△の土地が〇〇円ということで、合計額が〇〇円です。

同様にDについては、△△の××番の土地が〇〇円、××番の土地が〇〇円です。

利用権の設定及び所有権移転を受ける者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めるものであります。

よろしく願いいたします。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、(議案第1号)所有権移転の案件については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号すべての案件については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請(委員会許可)について、譲渡人・H、譲受人・I 外4件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。日高主任。23ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が5件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 H。譲受人が、南種子町〇〇××番地 I です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

ほかに字△△に1筆、字△△に1筆、字△△に1筆、字△△に2筆、字△△に1筆、字△△に3筆、字△△に2筆、字△△に1筆 の合計で13筆。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、24 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は29 ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 J。譲受人が、南種子町〇〇××番地 I です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、25 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は46 ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、鹿児島市〇〇××番 K。譲受人が、南種子町〇〇××番地 L です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

所有権移転で、贈与による名義整理及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は51 ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 M。譲受人が、南種子町〇〇××番地 N です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、27 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は56 ページから添付しています。

整理番号5番。譲渡人が、鹿児島市〇〇××番 O。譲受人が、南種子町〇〇××番地 P です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。登記地目は 宅地、現況地目は 畑、地積は ●●㎡。ほかに同字に1筆 の合計で2筆。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、28 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は61 ページから添付しています。

以上5件につきましては、11月12日の現地調査により耕作等について

確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番・2番、高田委員。

11番委員 それでは整理番号1番・2番について説明をします。譲渡人・Hさんと譲受人・Iさんの件ですけれども、Iさんが今までHさんの農地のすべてを賃貸での耕作をしていたところ、今回Hさんが、農地についてはIさんにすべて譲りたいということで、Iさんが贈与を受けるということでございます。Hさんには息子さんもおりまして、Q君という方が現在〇〇××に勤めているんですけど、この方についても本人が農地を利用しない・使わないということで、畑を耕作しているIさんに土地をあげるということでの所有権移転でございます。

整理番号2番。譲渡人・Jさんにつきましても贈与でございますが、今回申請された字△△の畑、●●㎡につきましても、字図・航空写真の資料49ページ・50ページを見ていただきたいと思います。

50ページの字図を見ていただくと分かるように、先ほどのHさん、相中にRさん、その次にJさんの土地ということで、合わせて約〇反歩近くの畑になります。この土地につきましても、牧草が植えられております。Jさんの畑に行くには、このHさんの畑から入らないと、前の道路の道下の畑という形になっておりまして、Jさんの畑については道がないということで、これについてもJさんは耕作をしないということで、今回ついでにIさんにこの土地についても使用していただきたいということで、贈与による所有権移転になります。以上です。

議長 整理番号3番・5番、西田 暁 委員。

10番委員 整理番号3番についてですが、譲渡人は鹿児島市のKさん、島外の方です。これを受けるのはLさんで、字△△の田んぼでございます。面積は●●㎡。これは町が行っている30年度の地籍調査実施区域であります。資料54ページ・55ページになります。名義整理ということでございます。水稻を作付けして今後やっていきたいということです。よろしく願いたします。

それから整理番号5番についてですが、鹿児島市のOさん、同じく島外の方です。譲受人はPさん、字△△の2筆の畑ですが、資料64ページ・65ページを見て分かるように、Pさんの宅地・畑に面しています。宅地として登記されている土地ですが、これまではSさんがサツマイモ等を耕作していましたが、もう高齢のため農業を辞めて処分したいということで、Pさんに譲りたいということで、売買による所有権移転で、対価は〇〇円になります。今後は野菜等を作付けしていくということでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 整理番号4番、寺田委員。
8番委員 整理番号4番については、MさんとNさんは親子関係でございます。今までもお父さんの畑で野菜を耕作していたということを承っております。現地調査についてはおりませんでしたので、農地部長からの説明をよろしく願いいたします。

議 長 続いて整理番号4番について、現地調査の結果をお願いします。農地部長。

農地部長 整理番号4番につきまして、MさんとNさんにつきましては、親子関係でございます。娘さんにつきましては、△△の方におりますけれども、Mさんが高齢のためにもう農業ができないということで、娘さんに名義変更をしたいというようなことでございます。

現地につきましては、安納芋が植え付けられ、また年間を通じて野菜等を作りまして、〇〇市場の方にも年間を通じて出荷をしている状況でございます。今後も荒らすことなく経営がされていくということで、よろしく願いしたいと思っております。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、河野 律雄 委員。

7番委員 はい、質問なんですけど、このHさんとIさんという人は、親戚か何かなんですかね。

11番委員 親戚ではありません。

議 長 すみませんが、ここから懇談に入ってよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、懇談に入ります。

議 長 はい、懇談を解きます。

議 長 ほかに質問はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請人・Tを議題にします。

事務局

それでは事務局より、議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。
67ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第4条の規定による許可申請について審査を求め
るもので、転用申請が1件です。

それでは資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人が、南種子町〇〇××番地 T。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は畑。地積は●●㎡です。

転用計画としまして、地目を雑種地に変更。

工事計画は、平成30年12月から平成31年5月までの6ヶ月間。

資金は、設備費一式 〇〇円で、全て自己資金によるものです。

転用目的としましては、太陽光発電設備です。

面積につきましては、建築物として電気機械室 ●●㎡、パネル等の工
作物 ●●㎡、その他 ●●㎡、所要面積 ●●㎡です。

転用事由の詳細としまして、

「現地は、浅地で機械耕起も難しく耕作困難です。周囲は住宅地のため
太陽光発電設備用地として有効活用したい。」とのことです。

転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施
設の概要としまして、

「隣接地は原野であり現地は平地なので現状維持の状態を設置し、囲い
をする。敷地内の雨水は自然浸水とし、周囲に緑地帯を設け適度に草刈管
理をする。

(申請地は、北・西側が道路、東側は雑種地及び用悪水路、南側が畑と
なっています。)」となっております。

なお、申請地は農用地区域外、都市計画区域内で、農地区分は「第2
種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われま
す。

参考資料は68ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、11月12日の現地調査において申請内
容等について確認を実施しております。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願い
いたします。整理番号1番、寺田委員。

8番委員

この件については、場所は〇〇社宅があるところですがけれども、以前に
もこの付近に、地図を見ていただければ分かりますけど、××番という
ところに転用申請がございまして、太陽光発電設備が設置されております。

そこから小路を挟んですぐ東側にあろうかと思えますけど、以前から休
耕地ということで何も作っておらず、ハウスの跡があったんですけど、そ
こを前々から何とかしてくださいと指導してきたんですけど、もう耕作し

ても殆ど出来ない状態だと、出来るとすればハウスで何か出来ないかという事は本人も考えておりますけれども、一応その中の一部である、××番に対して太陽光発電設備を設置するという申請でございます。先ほど説明があったとおり、周囲は住宅で東側のほうにさとうきび等を作っておりますけれども、その太陽光発電設備を造ることによって、そのさとうきび畑と周辺の農地に影響があるかということ、全く影響は無いだろうという判断をいたしました。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・U、譲受人・T、外2件 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第4号の説明をお願いいたします。日高主任。
73ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求め
るもので、転用申請が3件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 T。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 U。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は 畑。地積は ●●㎡ です。

転用計画としまして、地目を 公衆用道路 に変更。

工事計画は、平成30年12月から平成31年1月までの2ヶ月。

資金は、土地取得費 〇〇円・造成費 〇〇円の合計 〇〇円で、資金内
訳は、全て自己資金となっております。

転用目的としましては 進入路 です。

転用事由の詳細としまして、「××番の私有地への進入路が無い為、進入
路として確保し進入路として使用したい。」とのことです。

周囲の状況につきましては、北側に譲渡人農地、東側に譲受人の所有地、
南側に農地への進入路、西側に公道敷となっております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(1) 造成計画が、盛土を最低0.4m行う。

(2) それに伴う被害防除策として、法面保護をする。

(3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅0.5m程度

設ける。

(4) 用排水計画として、雨水は自然流下となっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第1種農地」の「集落接続施設」に該当し、所有権移転によるものです。

補足説明としまして、農用地区域からの除外の事務処理を平成28年10月20日の告示で行っております。

参考資料は76ページから添付しています。

事務局

資料74ページをお開きください。

整理番号2番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 V。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 W。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は畑。地積は●●㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、平成31年1月から平成31年4月までの4ヶ月。

資金は、造成費〇〇円、建築費として居宅〇〇円・物置〇〇円の合計〇〇円で、資金内訳は、全額融資となっております。

転用目的としましては、一般住宅・物置です。

転用事由の詳細としまして、「現在借家住まいで子供も生まれ手狭になってきた為、当該地を申請するものです。」とのことです。

周囲の状況につきましては、西側に町道、南側に譲渡人所有の農地、東側に山林、北側に農地となっております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(1) 造成計画が、原状のまま利用する。

(2) それに伴う被害防除策の内容又は被害のおそれがない理由として、切土・盛土を行わず、地盤を締め固める程度に留める為。

(3) 周辺農地に対しての支障対策として建物の高さを加減する。(高さ6.6m程度)

(4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」の「500m以内農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は82ページから添付しています。

事務局

資料75ページをお開きください。

整理番号3番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 X。

譲渡人が、鹿児島市〇〇××番 Y。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は畑。地積は●●㎡です。

また、〇〇字△△××番を一体利用し、合計面積は●●㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの 4 ヶ月。

資金は、土地取得費 ○○円、造成費 ○○円、建築費として居宅 ○○円・倉庫 ○○円の合計 ○○円で、資金内訳は、全額融資となっています。

転用目的としましては 農家住宅・倉庫 です。

転用事由の詳細としまして、「現在借家住まいで子供も生まれ手狭になってきた為、当該地を申請するものです。」とのこと。

周囲の状況につきましては、西側に町道、南側に里道、東側に譲渡人所有の宅地、北側に譲渡人所有の農地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(1) 造成計画が、盛土・切土を最高 0.3m 行う。

(2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。

(3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅 3.0m 程度設ける。

(4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、污水处理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農業振興地域 外 及び都市計画区域 内 で、農地区分は「第 3 種農地」の「300m 以内農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は 88 ページから添付しています。

以上、3 件につきましては、11 月 12 日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番、河野 律雄 委員。

7 番委員 資料の 76 ページをお開きください。整理番号 1 番について説明します。譲渡人・譲受人の自宅に伺って内容の確認をしております。双方の内容に相違はありませんでした。この物件の奥側のほうに、住宅があります。確かに事務局から説明がありましたように、道幅が凄く狭いというか、この相談が出ている訳ですけれども、それには今回申請をしている畑から既に 2・3 年前に相談があり分筆が済んでおります。私の心配しているところですが、確認したい点が 1 点ありまして、住宅の所有権者と今回の申請者の関係が他人かなと思って確認をしたら、住宅の所有権者も今回の申請者も同一人物でしたので、トラブルの心配はありませんでした。ということで今回の案件については、何ら問題はないものと私の方は判断しております。以上です。

議長 整理番号 2 番・3 番。西田 三郎 委員。

9 番委員 ご説明申し上げます。

整理番号 2 番。譲受人は V さん。この方は譲渡人の W さんの娘さんのご主人ということで、娘さんの家造りのために、W さんから この土地

を譲り受けるということです。現地は〇〇集落の住宅が建て込んでいる場所になります。

資料 85 ページをお開きいただきたいんですが、当該地は崖下になっておりまして、見取り図・配置図を見ますと、図面の崖側に線が引かれておりますけれども、これより崖地に家は建てられないということになっているようです。

従いまして、概ね 500 m²の定義を超えておりますが、結果として面積が膨らんで ●●m²の土地でございます。

84 ページの地図を見ていただければ分かりますように、同じ土地を区切った形で、××番の土地が残りますが、これについては野菜畑として利用したいとのことですので。

従いまして、住宅を造るのに特に支障はないものと判断いたしております。

次の整理番号 3 番ですが、譲受人・X さんの申請でございます。当該地は 〇〇公民館の道路を挟んだはす向かい、Z さんの土地だったところです。当該地は住宅に囲まれ、道路に面していて、宅地として問題はないものと思われま。

X さんは、a さんの娘さんと結婚しておりまして、家族は 3 人、子供は 1 人の世帯です。先ほどの V さんと同じように家族が増え、現在の借家が手狭になったということで、現地確認のとおり、特に問題はないと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 4 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人・b 外 1 件 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第 5 号の説明をお願いいたします。日高主任。
93 ページをお開きください。

議案第 5 号は、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、2 件です。

整理番号 1 番から、資料を読み上げます。

整理番号 1 番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地の b。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は 田、現況地目は 雑種地。地積は ●●m² です。

変更年月日については、昭和 60 年 7 月頃です。

現況といたしまして、『昭和 60 年 7 月日不詳に隣接地××番に水稻生産組合の農業用倉庫を新築し、以降申請地はその駐車場として利用され現在に至っております。』とのことです。

事務局 参考資料は 94 ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

整理番号 2 番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地の c。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は 畑、現況地目は 宅地。地積は ●●㎡ です。

変更年月日については、昭和 27 年頃です。

現況といたしまして、『申請地においては、昭和 27 年月日不詳に居宅を 1 棟新築し、以降さらに別建物を 3 棟新築しています。申請地の東側には申請人が庭木を多数育てており土地全体が宅地として利用され、現在に至っております。』とのことです。

参考資料は 97 ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

以上、2 件の内容につきましては、11 月 12 日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番については、私の方より説明いたします。

5 番委員 11 月 12 日の現地調査でも分かったとおり、既に使われていない無人精米機が設置されていたり、あと石ころの混ざった土を入れていて、駐車場として使われているために、復元不可能であると判断した農地でございます。

皆さんの判断をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 続きまして整理番号 2 番、西田 三郎 委員。現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9 番委員 ご説明申し上げます。

申請人は c さん。当該地は仲西集落の国道沿いの住宅が点在するところでございます。c さんの自宅ということになります。

当該地には、住宅が 2 棟、あと倉庫が 2 棟あります。住宅の建っているところより東側については、申請人の趣味で椿、それからツツジ等が所狭しと植えられております。あくまでも本人の趣味で庭園風に整地をし、管理をしているということです。一部ハウスもありましたが、これは土木用のハウスということになります。本人の話を聞きますと、古い建物で 30 年以上経っており、新しい建物でも 10 年以上経っていますということで、農地として利用されることはないものと思われま

す。もう少し内訳を申し上げますと、この住宅のうち 1 棟については、空き家になっております。この空き家に c さんの息子さんが内部をリフォー

ムし、一部増築し、ここに住みたいということです。それに伴いまして、住宅資金を借りたいということです。そのための手続き上、今回の申請に至ったということです。いずれにしても、農地としての見方は出来ないなと判断したところでございますので、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議 長 質疑ありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。